

第4回専門部会における議事概要

第4回専門部会における議事概要

■各委員からの主な意見①

所在地区分の見直し

- ・「地価に則した区分で行うべき」とする一方で「所在地区分の分類単位は、市町村単位で行うべき」とするのは、同一市町村内で地価の差が大きいことを踏まえると不整合ではないか。
- ・ 定額物件が事務の合理化のための制度である以上、ある程度の単純化は必要。市町村をさらに分割すると、道路管理者及び事業者のシステム対応に難がある。
- ・ 事務の合理化と所在地区分を地価水準に合わせることとのバランスによって決まることを表現すべき。
- ・ 業務負荷や実効性の問題は大事であるが、システム開発が進めば解消できる部分もある。システム開発により業務の合理化を進めることの必要性についても追記願いたい。

政策減免の整理合理化

- ・ 上空の突き出し看板は、その下の空間を使うことに関して妨げるものではないので、減免しても良いと考える。
- ・ 公営企業の占用料について、本体事業に係るかどうかという部分での線引きを考えていく必要がある。単純に民間企業とイコールフットイングにすべきというのは、行き過ぎという感じがある。
- ・ 東日本大震災を踏まえて「国民の安全・安心」や「電気、通信、ガス等の安定供給」が見直されている。これらを新たな政策減免を行う際の視点として具体的に記載願いたい。

第4回専門部会における議事概要

■各委員からの主な意見②

激変緩和措置の見直し

- ・ 変動率はその影響を判断して決める必要がある。変動率の数値目標を書く際には配慮願いたい。
- ・ 占用料の改定に追いつかない現状の変動率はおかしい。一方で、20%の根拠は行政財産の使用料の取扱いであり、それは参考にはなる。追いつきそうもない場合は2割、3年ぐらいで追いつくのであればもう少し小さい変動率にするなど、3年を追いつく目安の期間とするのはあり得る。
- ・ 占用料額が上昇しても、公益事業者はそれを料金に転嫁することは無理な情勢であり、経費節減で吸収するしかないという点を考慮願いたい。

占用料の多寡による競願の処理

- ・ 総合評価で配点を固定してしまうとその後の運用の幅がなくなるので、固定しないほうが良い。
- ・ 道路でのオークションは、まず街づくりの観点や、国道利用の観点で限定がかかると考えられる。また、総合評価を行う場合、高い価格で入札する者が道路利用者にとって好ましい者であると言いやすい場合もあるが、広告の場合は、道路利用者にとっての利便性と、高い入札額とが結びつかない。この場合は価格は重視できず、ケース・バイ・ケースであるという大まかな考え方を示しておくべき。
- ・ 高い占用料を負担した場合、コストを下げるため、日常点検、清掃等がおろそかになる可能性もあり得る。許可条件なり協定なりで担保することが必要。
- ・ 更新回数の上限について、道路管理者が投資回収を客観的に判断するのは難しい。統一的な基準・考え方が必要。また、新規の場合はよいが、既存の占用物件の更新の際の取扱いを考える必要。